二　信託法第百八十条第一項の規定による鑑定人の選任の裁判
三　信託法第二百二十三条の規定による書類の提出を命ずる裁判
四　信託法第二百三十条第二項の規定による弁済の許可の裁判

第二十九条　信託法第三条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四条第二項及び第三項、第五条、第六条、第二十三条第二項から第四項まで、第五十五条、第七十九条から第九十一条まで、第九十三条から第九十八条まで、第百三条、第百四条、第百二十三条から第百三十条まで、第百四十六条から第百四十八条まで、第八章、第十章、第十一章、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十条第二項及び第四項の規定は、信託法人への信託については、適用しない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十条　都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対しその業務若しくは資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、農地中間管理機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理機構から農地中間管理事業に係る業務の委託を受けた者（以下この項及び次項において「業務受託者」という。）に対しその委託を受けた業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、業務受託者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　業務受託者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

4　第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（農林水産大臣への通知）

第三十一条　都道府県知事は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

一　第四条の規定による指定をしたとき。
二　第五条第二項の規定による届出があったとき。
三　第六条第三項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十四条第一項の認可をしたとき。
四　第九条第四項に規定する書類の提出があったとき。
五　第十五条第一項の規定により第四条の規定による指定を取り消したとき。

（事務の区分）

第三十二条　第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第三項及び第五項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（農林水産省令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章　罰則

第三十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第三十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条の規定　公布の日
二　第二条第五項第三号の規定　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2　政府は、第二十六条第一項の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、同項に規定する協議の場に関し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）	第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第三項及び第五項、第二十条、第二十一条第二項、第二十八条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（土地改良法の一部改正）

第四条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「）若しくは農地利用集積円滑化団体」を「）、農地利用集積円滑化団体」に、「同じ。）が」を「同じ。）若しくは農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が」に、「若しくは農地利用集積円滑化団体が」を「、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が」に、「同法第四条第二項に」を「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に」に、「をいう。）若しくは」を「をいう。）」に、「をいう。）の」を「をいう。）若しくは農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の」に改め、「貸し付けるまでの間」を削り、「又は農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改める。

第八十五条第一項から第三項まで、第六項及び第七項中「の者」の下に「又は農地中間管理機構」を加える。

第九十五条第一項中「若しくは農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体」に改め、「同じ。）」の下に「若しくは農地中間管理機構」を加え、同条第二項中「若しくは農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構」に、「又は農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「又は農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改める。

第九十五条の二第一項中「又は農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改め、同条第二項及び第三項中「すべて」を「全て」に、「又は農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改める。

第百十八条第一項第四号及び第五項中「若しくは農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構」に改める。